

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

帯広圏都市計画大空地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	大空地区地区計画	
位 置	帯広市大空町3丁目	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 2.7 ha	
地区計画の目標	<p>当該地区は、帯広市の南西部に位置し、都市計画道路「大空通」に接するなど交通アクセスに恵まれ、近傍には近隣公園である大空公園があり、自然環境が豊富な地区となっている。地区の南側には公共施設等が整備される計画があり、様々な世代が集まり、交流できる場所とすることから、当該地区において、周辺と調和した住み心地のよい住宅地を形成させるため地区計画を定め、住環境の悪化を未然に防止し、良好な住環境を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行爲により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、門・塀の高さの制限を定める。

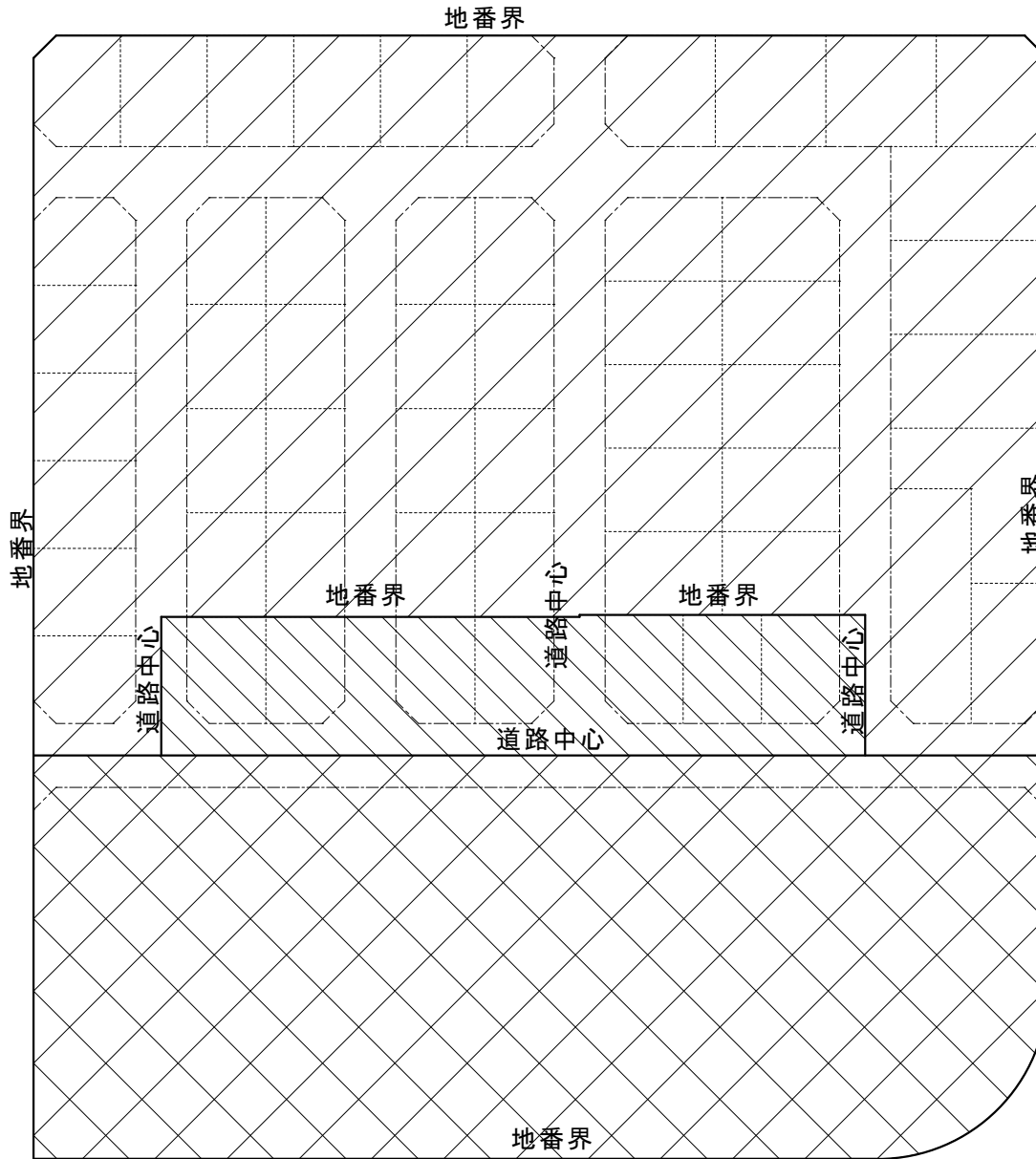
2 地区整備計画

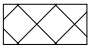

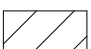
地区整備計画	名 称		大空地区地区計画		
	区 域		計画図表示のとおり		
	面 積		約 2.7 ha		
	地区の区分	地区の名称	沿道サービス地区	一般住宅地区	低層専用住宅地区
		地区の面積	約 1.0 ha	約 0.2 ha	約 1.5 ha
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附随する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く）</p> <p>(4) 建築基準法別表第二（い）項第九号に定める建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附随する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（長屋を除く。）</p> <p>(2) 兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附随する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（長屋を除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	500 ㎡	200 ㎡		
		※ 建築基準法別表第二（い）項第九号に定める建築物を建築する場合は、その限りでない。			

	壁位置の制限	建築物（附属建築物で軒高2.3m以下のものは除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は1.0mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市景観の形成に資するものとする。 2 広告物、看板等で刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損ねるものは設置してはならない。
	垣又はさくの構造の制限	門の高さは1.5m以下とし、塀の高さは1.2m以下とする。ただし、生垣はこの限りではない。
備考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

(理由)
 当該地域の土地利用にあわせ建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な住環境が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画大空地区地区計画 計画図



凡 例	
	沿道サービス地区
	一般住宅地区
	低層専用住宅地区